

# 鹿角市まちなかオフィス コワーキングスペース利用規約

鹿角市まちなかオフィスコワーキングスペース利用規約（以下「本規約」という。）は、鹿角市まちなかオフィス内に設置するコワーキングスペース（以下「本施設」という。）の利用について定めるものです。

本規約をご確認のうえ、ご利用をお願いいたします。

## （目的）

第1条 本施設はフリーランスで働く方やテレワークを行う方向けのワークスペースで、新たな働き方の創出や、首都圏等からの移住・定住等による地域活性化を目的に運営します。

## （施設利用申込み）

第2条 本施設の利用希望者は、鹿角市が指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ、利用を申し込まなければなりません。

## （申込み方法）

第3条 前条の申込みにあたっては、下記の書類を提出しなければなりません。

（1）鹿角市まちなかオフィスコワーキングスペース利用申込書

（2）本人確認書類

2 顔認証システムへの生体認証登録を行わなければなりません。

## （利用期間）

第4条 本施設の利用期間は申込日から3年間とします。3年を経過した日以降も利用を希望する場合は、改めて利用申込みを行わなければなりません。

## （利用時間）

第5条 本施設の利用時間は年中無休で午前9時から午後9時までとします。

## （禁止事項）

第6条 利用者は本施設の利用に関し、次の各号の行為を行ってはなりません。

（1）周囲に対する迷惑・有害・暴力等を行う行為

（2）設備の破損・破壊・盗難等を行う行為

（3）風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、反社会的、暴力的、猟奇的な情報を発信する行為、又は公序良俗に反すると判断される情報を発信する行為

（4）鹿角市又は第三者の運営するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為

（5）本施設の運営を妨害する、又はその恐れのある行為

(6) その他、不適切と判断される行為

2 前項各号のいずれかに該当する違反があった場合は、損害にかかる損害賠償を請求する場合があります。

(登録の解除)

第7条 利用者が前条第1項に規定する違反があった場合、利用者登録を解除し、その後の再登録はできないものとします。

(貴重品等の管理)

第8条 本施設利用時の貴重品及び貴重品の管理は利用者の責任において行うものとし、鹿角市は一切の責任を負いません。

(個人情報の利用)

第9条 本施設の利用に際し知り得た個人情報は、本施設の運営に関することにのみ利用し、他の目的に利用しません。

令和4年2月1日制定